

葬祭組合告示第1号

平成20年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年1月24日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成20年2月4日(月)午後1時30分

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成20年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成20年2月4日(月曜日)午後1時30分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番	長谷川 清和君	四街道市議会選出
2番	小林 右治君(副議長)	佐倉市議会選出
3番	森野 正君	佐倉市議会選出
4番	蕨 和雄君	佐倉市長
5番	高橋 操君(議長)	四街道市長
6番	坂本 弘幸君	四街道市議会選出
7番	原 義明君	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議題説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂 泰久君	酒々井町長
会 計 管 理 者	宮川 義典君	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	矢部 雄幸君	
事 務 局 次 長	藤崎 泰宏君	

○会期

平成20年2月4日(月曜日) 1日

○議事日程

平成20年2月4日(月曜日)午後1時30分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第2号 平成19年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 平成20年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算

---

## 開会の宣告

午後 1 時 2 6 分 開会

- 議長（高橋 操君） ただいまの出席議員は 7 名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成 20 年 2 月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
- 

## 諸般の報告

- 議長（高橋 操君） 日程第 1、諸般の報告を行います。
- 監査委員より例月出納検査及び定期監査報告がございました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
- 

## 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 操君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第 81 条の規定により、蕨和雄君、坂本弘幸君の両名を指名いたします。
- 

## 会期の決定

- 議長（高橋 操君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第 5 条第 1 項の規定により本日 1 日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋 操君） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日 1 日と決しました。
- 

## 議案の上程

- 議長（高橋 操君） 日程第 4、議案を上程いたします。
- お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 3 号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋 操君） ご異議なしと認めます。
- よって、議案第 1 号から議案第 3 号までを一括議題といたします。
- 管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久君） 議長。

○議長（高橋 操君） 管理者、小坂泰久君。

○管理者（小坂泰久君） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成 20 年 2 月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立したことに對しまして心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、若年層に限定した給料表の一部引き上げ、勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ及び子等に係る扶養手当額の引き上げをおのおのしようとするものでございます。

次に、議案第2号 平成19年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億1,154万7,000円としようとするものでございます。補正の主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、前年度の繰越金及び基金の利子収入が主なものでございます。歳出につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の増額及び入札執行差金に伴う委託料の減額などが主なもので、残額を基金に積み立てようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成20年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。

以下、その概要について申し上げます。平成20年度の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3億381万円でありまして、対前年度比463万6,000円、1.5%の減となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、組合の主たる財源であります構成市町からの負担金として2億994万9,000円、火葬場、式場などの使用料が7,074万4,000円、基金繰入金として1,800万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費の関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。3款事業費の運営費につきましては、斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費、5款公債費につきましては、新火葬場建設事業に伴う組合債の元金及び利子の償還でございます。

詳細につきましては、事務局より説明させます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由のご説明を終わらせていただきます。

○議長(高橋 操君) 続きまして、事務局長から議案の補足説明をいたさせます。

○議長(高橋 操君) 事務局長、矢部雄幸君。

○事務局長(矢部雄幸君) 事務局長の矢部でございます。本日はお忙しいところ、定例会にお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

それでは細部説明をさせていただきます。

議案第1号の佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。お手元に新旧対照表等も配付してございますけれども、議案第1号資料により説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議案第1号資料でございます。これにつきましては、構成市町さんにおきましては12月定例会におきましてもう可決されている案件と同様のものでございます。読まさせていただきます。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

1、改正の理由。平成19年の国の人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、若年層に限定した給料表の一部引き上げ、勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ及び子等に係る扶養手当額の引き上

げをおのおのしようとするものでございます。

また、地方公務員法第25条第2項の規定により、千葉県市町村職員共済組合の貯金積立金等、給与の支給に当たって控除することのできる対象を規定しようとするものでございます。これらに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正内容でございます。(1)といたしまして、給料表(月例給)の一部引き上げでございます。1級及び2級に限定した引き上げを改定するものでございまして、改定率といたしましては、1級職につきましては0.5%、2級職につきましては0.2%、3級以上につきましては改定なしでございます。

なお、これに伴います当組合職員13名分の該当者はおりません。

(2)でございます。勤勉手当の年間支給割合の引き上げ。勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げ、従来の1.45月分から1.5月分にするものでございます。19年度は、下の表にも書いてございますけれども、12月期で0.05月分引き上げ0.775月に、20年度からは6月期及び12月期でおのおの0.75月にするものでございます。

3で、扶養手当等の引き上げでございます。子等に係る支給月額(扶養親族でない配偶者がある場合または配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く)を500円引き上げまして、1人につき従来の6,000円から6,500円にしようとするものでございます。

次に、4番目でございます。給与の控除対象を規定ということでございます。地方公務員法第25条第2項の規定により、千葉県市町村職員共済組合の貯金積立金等給与の支給に当たって控除することのできる対象を規定しようとするものでございます。

参考でございますけれども、地方公務員法の第25条を掲載してございます。職員の給与は、法律または条例により、特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないということになってございます。現状といたしましてご存じのとおり給与につきましてはすべて当組合も振り込みで行ってございます。また、個人の預金、各種の保険料等につきましては、現実問題といたしまして、本人の申し出により給与のほうから差し引いているというものでございます。これに伴いまして合わせようとするものでございます。

実施時期でございます。給料表及び扶養手当の改正は平成19年4月1日から適用しようとするものでございます。勤勉手当の改正は、19年12月期に適用した後、20年度からは6月期と12月期とを同率として施行しようとするものです。給与の控除対象を規定するものは、平成20年3月1日から施行しようとするものです。

以上で議案第1号の説明を終了させていただきまして、次に議案第2号の説明に入らせていただきます。

お手元に平成19年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)が配付されていると思いますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、1ページをお願いしたいと思います。議案第2号 平成19年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号) 歳入歳出予算の補正でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,154万7,000円にしようとするものでございます。

申しわけございませんけれども、8ページのほうをお願いいたします。歳入の部でございます。3款の財産収入、1目の利子及び配当金でございます。10万1,000円を補正いたしまして、合計30万1,000円

にしようとするものでございます。1の利子及び配当金でございます。基金利子でございます。これにつきましては、平成19年度の当初予算で0.2%で計上してございました。これが金利の上昇に伴いまして、平成19年度は約0.4%ほどの上昇になってございます。その差額分でございます。

次に、5款の繰越金でございます。1目繰越金で300万円の補正をお願いしようとするものでございます。合計で700万円にしようとするものです。1節の前年度繰越金といたしまして、これにつきましては平成18年度の歳入歳出決算の確定によりましてその分の300万を補正しようとするものでございます。

次に、歳出の説明のほうを行います。10ページをお願いいたします。1目の議会費でございます。補正額7,000円でございます。合計で57万4,000円にしようとするものでございます。1節の報酬7,000円、議会事務運営事業として報酬、議員報酬2人分でございます。これにつきましては、来る2月24日に四街道市の議会議員選挙がございます。これに伴いまして当組合議員の任期の関係で一月分重複報酬がされるということから、今回の補正をお願いしようとするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。2款の総務費、1目の一般管理費でございます。補正額282万2,000円、合計で1億2,761万6,000円にしようとするものでございます。この主な内容といたしましては、派遣職員の異動が今年の4月に2人ございました。それに伴います差額、また先ほどの第1号議案でもお願いしてございます勤勉手当、扶養手当等に伴います職員の人件費の補正が主なものでございます。

2節といたしまして給料97万8,000円、3節職員手当等247万円、4節共済費45万円、それと11節需用費といたしましてマイナス75万6,000円でございます。これにつきましては、例規集の加除等につきまして印刷製本費を計上してございますけれども、職員がみずからパソコンで処理することによりましてその印刷製本費を減額補正しようとするものでございます。

次に、14節の使用料及び賃借料32万円の減額でございます。これにつきましては18年度にコピー機を購入してございます。それによりまして使用料及び賃借料が不必要となったことから、減額しようとするものでございます。

次に、14ページのほうをお願いいたします。3款の事業費、1目の運営費でございます。475万8,000円の減でございます。合わせまして1億553万9,000円にしようとするものでございます。

13節の委託料でございます。斎場の管理運営事業といたしましての事業でございます。夜間等管理業務委託料マイナスの34万7,000円、それと機械設備保守点検・定期清掃委託料マイナスの350万8,000円、煤煙等測量業務委託料90万3,000円の減額でございます。これにつきましては、19年度に実施いたしました入札に伴います請負金額の差金に伴います減額補正でございます。

次に、16ページをお願いいたします。4款の諸支出金でございます。1目の基金費、補正額といたしまして503万円で、合計しますと523万円でございます。25節の積立金ということで、説明欄に書いてございますけれども、基金管理事業、財政調整基金積立金498万9,000円、また施設整備基金積立金4万1,000円につきましては、今回の補正に伴います歳入歳出の差額分でございます。

なお、次の18ページからにつきましては、特別職、一般職の給与費等の明細でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で議案第2号の説明を終了させていただきます。

次に議案第3号の説明に入らせていただきます。お手元に平成20年度佐倉市、四街道市、酒々井町

葬祭組合一般会計予算書が配付されていると思います。それをごらんいただきたいと思います。

それでは、引き続きまして議案第3号の平成20年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算につきまして細部説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。1ページでございます。歳入歳出予算の第1条をごらんいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億381万円と定めるものでございます。管理者が概要を申し上げましたので、私のほうからは事項別明細から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

6ページをごらんいただきたいと思います。総括の歳入でございます。1款の分担金及び負担金でございますが、当組合構成3市町からの負担金でございます。今年度予算額といたしまして2億994万9,000円で、前年度と比較いたしまして227万9,000円の減でございます。歳入の総額に占めます構成割合は69.1%で、当くら斎場の収入の大部分を占めてございます。

次に、2款使用料及び手数料につきましては、火葬料、式場、待合室等の使用料といたしまして7,074万4,000円で、前年比103万5,000円の増を見込んでございます。増額の理由といたしましては、平成19年度予算では印西斎場の稼働等、待合室の改修を考慮いたしましたけれども、20年度予算では19年度の実績見込みにより積算したことによるものでございます。

次に、2項の手数料1万4,000円を計上いたしまして、使用料、手数料合わせまして7,075万8,000円ということで、構成割合は23.3%でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入は預金の利子でございまして、19年度の利率0.4%により積算しまして、32万円計上しております。

4款の繰入金、1項基金繰入金ですが、1,800万円を繰り入れることといたしまして、後ほど説明いたしますけれども、事業費の予算額に伴いまして前年度比400万円の減となっております。構成割合といたしましては5.9%でございます。

5款繰越金につきましては、平成19年度の剰余金といたしまして450万円ほど見込んでございます。

6款諸収入、1項雑入28万3,000円は、骨つぼまた売店の電気代でございまして、以上で歳入合計といたしまして3億381万円、前年度と比較いたしますと463万6,000円の減額、率といたしまして1.5%でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費は54万4,000円、前年度比較といたしまして2万3,000円の減で、歳出総額に占めます構成割合は0.2%でございます。

2款総務費は、組合職員13人分の人件費がほとんどでございますが、総務管理費と監査委員費を合わせまして1億2,679万4,000円、前年度比較でございますけれども、190万5,000円の増で、構成割合は41.7%でございます。

次に、3款事業費、1項運営費は、斎場事業を管理運営していく上で必要な施設や各種の附帯設備の保守点検、修繕に要する経費でございまして、1億365万9,000円計上させていただきますので、前年度と比較いたしますと663万8,000円の減額、構成割合といたしましては34.1%でございます。

4款諸支出金は、積み立てております基金の利子、預金利子で、32万円を計上しています。

5款の公債費は、現在の火葬場建設に伴い借り入れしました組合公債費の償還金でございます。7,149万3,000円、前年度と同額で、構成割合は23.6%でございます。

6款予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。



以上歳出合計額といたしまして歳入と同額の3億381万円でございます。

申しわけございませんけれども、8ページのほうをお願いしたいと思います。今までと重複する説明があると思いますが、よろしくをお願いしたいと思います。

最初に、分担金及び負担金の予算額2億994万9,000円につきましては、前年度比較で227万9,000円、1.1%の減でございますが、歳出面の精査を行い、減額したことによるもので、構成市町の負担金としましては右のほうの説明欄に記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。佐倉市の負担金としましては1億986万円、前年度比166万2,000円、1.49%の減でございます。構成市町の負担割合といたしましては52.33%でございます。四街道市につきましては7,864万5,000円、同じく前年度比18万4,000円、0.23%の減、構成割合といたしまして37.46%でございます。次に、酒々井町ですが、2,144万4,000円の負担金で、43万3,000円、1.98%の減額で、構成割合は10.21%でございます。

なお、構成市町によりまして減額率が違いますのは、火葬、また式場の斎場利用数の違いによるものでございます。

なお、負担金算出の詳細につきましては、33ページの市町負担金算出基礎表をごらんいただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、使用料及び手数料でございます。積算に当たりましては、平成18年9月から19年8月までの実績値を基本としまして、過去の増減等と決算見込みによりまして算定してございます。使用料でございますが、7,074万4,000円を計上させていただきました。前年度と比較いたしまして103万5,000円、1.5%の増額でございますが、平成19年度予算作成に当たりましては、先ほども申し上げておりますけれども、印西斎場の稼働と待合室全室を洋室に改修したことを考慮し、積算しました。しかし、20年につきましては直近の実績と見込みにより積算したことによるものでございます。

使用料の内訳といたしまして、火葬場使用料でございますが、全体で2,253件を見込みまして、1,937万9,000円を計上してございます。そのうち組合内使用料といたしましては2,165件で、1,267万9,000円、組合外につきましては88件、670万円を見込んでございます。

次の霊柩車使用料は201件、105万5,000円でございます。3の待合室使用料でございますが、773室分の追加利用を見込みました。243万4,000円を計上してございます。4の霊安室使用料は365件で271万1,000円でございます。次の式場使用料としまして572件、4,504万5,000円を計上してございます。次の施設使用料でございますけれども、佐倉市社会福祉協議会に貸してございます斎場内売店の使用料で12万円でございます。2項の手数料、1万4,000円につきましては、分骨、火葬証明等の発行に伴います諸証明手数料で48通を見込んでございます。

3款財産収入、1目利子及び配当金32万円は、基金等積立金に伴います利子でございます。金利上昇に伴い、利率を0.4%見込んでございます。

4款の繰入金でございます。1,800万計上してございます。前年度比400万円の減でマイナスの18.2%でございますが、右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。1の財政調整基金からの繰入金といたしまして1,200万円を計上してございますが、斎場業務全般の管理運営費に充当するもので、委託業務等の19年度決算見込みと内容の精査により前年度比で400万円減額してございます。2の施設整備基金繰入金600万円につきましては、空調設備や施設の修繕工事に充当するものです。

なお、平成19年12月末現在の基金保有額でございますけれども、一般財政調整基金が2,481万5,232円、施設整備基金は6,510万9,143円で、合計いたしますと8,992万4,375円でございます。

5 款の繰越金450万円は、前年度繰越金といたしまして平成19年度からの繰越の見込みを計上してございます。

次のページをお願いいたします。6 款諸収入、1 目雑入28万3,000円は、骨つば代や売店の電気使用料でございます。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出の説明をさせていただきます。申しわけございません、12ページのほうをごらんいただきたいと思います。1 目議会費の予算額は54万4,000円で、前年度比2万3,000円、4.1%の減でございますが、平成19年度は統一地方選挙の関係で組合議員の改選がございました。それによりまして重複する月の報酬を見込んだことと、議長交際費5,000円を減額したことなどによるものでございます。

なお、本年度予算の内容としましては、議員7名分の報酬32万4,000円と需用費の議会議事録印刷製本費17万5,000円が主なものでございます。

恐れ入ります、14ページのほうをお願いいたします。2 款総務費、1 目一般管理費でございます。本年度予算額は1億2,670万6,000円、前年度比で191万2,000円、1.5%の増でございますが、増額の理由といたしまして、本議会に上程させていただいてございます議案第1号の勤勉手当、扶養手当の上昇分と昨年4月の派遣職員の人事異動に伴います人件費の差額でございます。

予算の内容ですが、葬祭組合管理運営事業に伴います特別職、非常勤職員及び一般職員の人件費と一般管理費等を計上してございます。1 節の報酬18万円につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員3名分の報酬でございます。20年度は2回の審査会を予定してございます。2 節給料5,523万8,000円、3 節職員手当等5,144万2,000円、4 節共済費1,450万6,000円は、組管理者の給料6万6,000円のほか職員13人分の人件費でございます。

次の賃金144万円は、臨時職員といたしまして例規集の整備等の一般事務をお願いしております補佐員の賃金です。10 節の交際費4万5,000円は、組管理者の交際費で前年度比5,000円の減額です。

11 節需用費108万8,000円でございます。内容といたしましては、消耗品代といたしまして72万円、コピー用紙等事務用品やコピーパフォーマンス代、またプリンターのインク代とパソコン等の修繕料21万4,000円、事務用連絡車1台の車検代等自動車需用費として13万9,000円を計上してございます。

12 節の役務費87万5,000円につきましては、事務用電話、公衆電話の使用料が主なものでございます。

次の委託料86万7,000円につきましては、説明欄に記載してございますように財務会計機器に伴いますシステムやハードウェアの保守でございます。

14 節の使用料及び賃借料57万4,000円は、財務会計システムやプリンターの賃借料53万4,000円とケーブルテレビ高速ネット296の放送受信料でございます。

19 節負担金補助及び交付金39万1,000円の内容につきましては、例年と同様でございます。

次に、16ページのほうをお願いいたします。1 目監査委員費8万8,000円でございますが、前年度比7,000円の減につきましては、コピー用紙等の消耗品費を削除したものであるものでございます。予算の内容といたしましては、例月出納検査や定期監査及び決算審査を行っていただきます監査委員さんお二人分の報酬6万6,000円のほか、旅費でございます。

18ページをお願いいたします。3 款事業費、1 項運営費でございますが、利用者の利便性や斎場施設の維持管理及び運営体制の充実を図るため、さくら斎場の運営に要する主要な経費を計上してございます。1 目の運営費といたしまして1億365万9,000円、前年度比663万8,000円、率で6.0%の減でございます。

ます。これにつきましては、平成19年度に一般競争入札を導入したことにより積算金の見直しを行ったほか、委託業務内容、また業務実態を精査したことと、工事請負費につきましても厳しい財政状況を考慮し、必要最低限で、なおかつ緊急性の高い工事を優先したことによるものでございます。また、今後の施設修繕等につきましては、建設後12年目に入ることから、設備等の劣化度や運転状態の把握に努めるとともに、大規模な修繕に至らないようにメンテナンスを行いながら、現在策定済みの修繕計画との整合性を図りながら、実態も含めた修繕計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、特定財源の600万円につきましては、施設整備基金からの繰入金でございます。

運営費の内容でございますが、11節需用費4,010万1,000円につきましては、消耗品費で237万9,000円計上してございます。これは火葬炉台の保護を目的として炉台に振りかける粉末のCMガードと言われるものでございますけれども、このほか火葬炉台にひつぎを置く際のステンレス台、また抹香、洗剤、トイレトーパー等でございます。

次に、食糧費20万3,000円は、遺族控室、また待合室等に用意ございますお茶でございます。光熱水費といたしまして3,517万1,000円につきましては、火葬用、空調用のガス及び電気や上下水道代でございます。修繕料の210万円につきましては、平成8年に竣工いたしました当斎場施設の経年劣化に対応するもので、主に空調設備の修繕を考えております。次の自動車需用費22万円は、霊柩車2台の車検代等でございます。

12節の役務費54万円は、霊柩車使用時の携帯電話1台分の通信費、またラウンジのいすカバーのクリーニング代のほか、保険料42万5,000円は、霊柩車2台分と施設の火災保険でございます。

次に、13節の委託料5,790万5,000円につきましては、右の説明欄に記載してございますように当斎場の管理運営を円滑に進めていく上で最も重要な事業でございまして、法的な義務によります委託業務を含め数多くあります。また、業務内容も多岐にわたってございますので、主なものにつきまして説明させていただきます。

最初に、施設運営管理業務委託料といたしまして1,974万5,000円を計上しております。これは式場、待合室等の管理、清掃業務、夜間管理業務、また日常の受付業務でございます。緑地帯管理業務777万円は、斎場敷地内の樹木の剪定、伐採、除草等草木の管理及び清掃でございます。

次に、機械設備保守点検・定期清掃委託657万8,000円につきましては、空調機器等の点検及び施設の美化等の定期清掃で、月に1回実施するものでございます。

次に、冷温水発生機保守点検業務178万5,000円につきましては、冷暖房時の主要な機器の故障が多くなっているということも考慮いたしまして、設備を熟知しているとともにメンテナンスが確実にできる業者に委託することにより、空調機器の円滑な運営を図ろうとするものでございます。火葬炉設備点検業務231万円は、8炉の火葬炉及び電気集じん器等の点検でございます。

次に、自動制御機器保守業務194万3,000円は、空調機器自動運転機器類の点検でございます。

少し下のほうに参りますけれども、煤煙等測定業務140万5,000円につきましては、火葬に伴いますにおい、ダイオキシン、音等の測定を行うもので、年1回実施し、結果をホームページに公開しようとするものでございます。

下のほうに参りますけれども、火葬炉運転業務委託料でございます。ご遺体の火葬、搬送等の対応業務を委託するものでございまして、1,147万8,000円を計上させていただきました。

以上で委託料の説明を終わらせていただきますけれども、昨年の10月定例議会で議決していただきました長期継続契約委託業務は4件予定しております。事業名につきましては、繰り返しになりますけれども、説明欄のほうに参りますと、一番上の施設運営管理業務と中ほどの機械警備業務と自家用電気工作物保守点検委託と、下のほうに参りますけれども、火葬炉の運転業務でございます、1年を通して毎日委託する業務を対象としてございます。

14節の使用料及び賃借料53万3,000円は、清掃用具といたしまして玄関マットや葬祭管理用パソコンと遺族控室用テレビのNHK受信料でございます。

次に、15節工事請負費447万2,000円につきましては、屋上の防水工事、空調機器の配管の腐食防止工事のほか、定期的実施いたします火葬炉用ガス供給調整機の交換工事でございます。

18節備品購入費9万6,000円は、式場、待合室等に使用いたします掃除機の購入でございます。

次の公課費は霊柩車の重量税でございます。

次に、22ページのほうをお願いいたします。5款公債費でございます。平成8年度に完成いたしました現斎場の建設に際して借り入れいたしました組合債の償還金で、償還計画に基づきまして償還するものでございます。1目の元金6,532万4,000円、2目の利子616万9,000円、合計いたしますと7,149万3,000円でございます。これにつきましては平成19年度から平成21年度までは同額で推移いたします。

なお、最後の償還が終了いたしますのは平成23年度です。

24ページのほうをお願いいたします。6款予備費でございますが、100万円で前年度と同額でございます。

なお、26ページ以降につきましては給与費明細書等でございますので、ご参照いただければと思います。

以上で議案第3号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋 操君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、坂本弘幸君。

○6番（坂本弘幸君） 第1号議案で若年層を対象とした引き上げということなのですが、これは若年層はどのくらい該当するのですか、人数的には。

○議長（高橋 操君） 事務局次長、藤崎君。

○事務局次長（藤崎泰宏君） 次長の藤崎でございます。一応若年層の年齢ということでございますが、おおむね30歳以下の職員ということでございます。先ほど局長のほうから説明がありましたように、当組合の職員の中では今回該当者はないということでございます。

○議長（高橋 操君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 操君） それでは、質疑なしと認めます。

---

## 討 論

○議長（高橋 操君） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 操君） 討論なしと認めます。

---

#### 採 決

○議長（高橋 操君） これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（高橋 操君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

平成20年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時10分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長      高      橋                      操

議 員      蕨                      和      雄

議 員      坂      本      弘      幸